

随意契約理由書

件名	兵庫南149号線歩道改良工事	
契約の相手方	(株)西原組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本件工事は、「こべっこランド・こども家庭センター」の移転に伴い、地下鉄海岸線和田岬駅からのアプローチ道路となる兵庫南149号線の歩道リニューアルを行うものであり、総合児童センターの移転工事スケジュールに合わせて工事を完了させる必要がある。</p> <p>本件工事は、制限付き一般競争入札入札に付したが、11月16日に応札がなく入札中止となったものである。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、本工事の内容に実績のある複数の業者に対し随意契約の依頼を行った。その結果、上記業者は最初に内諾を得られた業者であり、随意契約し速やかな現場着手を図るものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所 安全推進係	(電話番号 078-511-0515)